

令和 7 年 3 月 1 日

「令和 7 年 3 月から適用する設計業務委託等技術者単価」
の適用による予定価格の設定について

国は、令和 6 年度に実施した設計業務等給与実態調査に基づき、「令和 7 年 3 月から適用する設計業務委託等技術者単価」（以下「新技術者単価」という。）を決定・公表しました。

千代田区は、このことを踏まえ、今後公表する設計等委託案件については速やかに新技術者単価を適用するとともに、既に公表しているものについては予定価格を修正します。また、これらによらない場合は、契約後に特例措置で対応することとしますので、この詳細については、「「令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価」及び「令和 7 年 3 月から適用する設計業務委託等技術者単価」の運用に係る特例措置について」をご参照ください。

問合せ 千代田区政策経営部契約課
(電話) 03-5211-4156

(様式)

年 月 日

千代田区契約担当者殿

(請負者)

所在地

事業者名

代表者名

印

「令和 7 年 3 月から適用する設計業務委託等技術者単価」の運用
に係る特例措置による契約金額の変更について（協議）

下記の設計等委託の変更について、「令和 7 年 3 月から適用する新技術者単価」
の運用に係る特例措置に基づき、設計・測量委託契約約款第 28 条又は委託契約約
款第 26 条により、契約金額変更の協議をします。

記

1 件 名

2 契約番号

3 契約金額

4 契約締結日 年 月 日

5 契約期間 年 月 日から 年 月 日まで

6 誓 約

本協議に基づく契約金額の変更が成立した際には、下請企業との間で既に締結
している委託契約の金額の見直しや、技術者への賃金水準引上げ等について適切
に対応いたします。